

受審段位	修業年限
初 段	一級受有者
二 段	初段受有後3か月
三 段	二段受有後1年
四 段	三段受有後2年
五 段	四段受有後3年

3 六段から八段までの受審を希望し、年齢 65 歳以上で、次の修業年限を経た者

受審段位	修業年限
六 段	五段受有後2年
七 段	六段受有後3年
八 段	七段受有後5年

第18条以下省略

附 則

- 1 本規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 財団法人全日本剣道連盟寄附行為に基づいて授与された称号又は段位については、本規則施行後においても効力を有するものとする。
- 3 本規則は、平成28年3月17日に一部改定し、平成28年4月1日から施行する。  
(審査員選考基準の改定)
- 4 本規則は、平成30年3月14日に一部改定し、平成30年4月1日から施行する。  
(審査員選考基準の改定)
- 5 本規則は、令和7年3月6日に一部改定し、令和7年4月1日に施行する。(修業年限の改定)

受審段位	修業年限
初 段	一級受有者
二 段	初段受有後3か月
三 段	二段受有後1年
四 段	三段受有後2年
五 段	四段受有後3年

3 六段**三段**から八段までの受審を希望し、年齢 65 歳以上で、次の修業年限を経た者

受審段位	修業年限
<b>三 段</b>	<b>二段受有後1年</b>
<b>四 段</b>	<b>三段受有後2年</b>
<b>五 段</b>	<b>四段受有後2年</b>
六 段	五段受有後2年
七 段	六段受有後3年
八 段	七段受有後5年

第18条以下省略

附 則

- 1 本規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 財団法人全日本剣道連盟寄附行為に基づいて授与された称号又は段位については、本規則施行後においても効力を有するものとする。
- 3 本規則は、平成28年3月17日に一部改定し、平成28年4月1日から施行する。  
(審査員選考基準の改定)
- 4 本規則は、平成30年3月14日に一部改定し、平成30年4月1日から施行する。  
(審査員選考基準の改定)
- 5 本規則は、令和7年3月6日に一部改定し、令和7年4月1日に施行する。(修業年限の改定)
- 6 本規則は、令和8年3月5日に一部改定し、令和8年4月1日に施行する。(修業年限の改定)**